



議案第九十号

三朝町消防賞じゆつ金条例の一部改正について

次のとおり三朝町消防賞じゆつ金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年九月十七日

三朝町長

松村喬成

昭和五拾貳年九月拾七日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例

三朝町消防賞じゆつ金条例（昭和四十五年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表備考ノ中「別表第二」を「別表第三」に、同ノ中「第五項」を「第六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。